

保険契約の法的性質再考

東北学院大学 梅津昭彦

1. 問題認識

近時、わが国の保険法学において保険契約の性質論を強調することは少なくなつたように思われる。しかしながら、保険が「いま」という社会生活環境においてその必要性和社会的影響の大きさが認知されているとすれば、保険契約の個別の規定を解釈しその適用要件を検討する場面において保険契約自体の法的性質を強調することが必要であると考え。そこで、本報告では、保険契約の性質のうち善意契約性を取り上げ、わが国におけるこれまでの議論をフォローし、特に伝統的に保険契約当事者に（最大）善意を要求する英国（米国）の理解を再確認することによって、保険契約のこれからの議論に資するような提言を行ってみたい。

2. わが国における善意契約性についてのこれまでの議論

(1) 善意契約性説

保険契約の善意契約性に関する見解は、保険契約の射倖契約性を認めることを前提とし、保険契約は射幸契約であるが故に、一般の契約以上に信義則（民法第 1 条第 2 項）が強く要請され、その善意性が認められるとするものである（大森忠夫「保険契約の善意契約性」『保険契約の法的構造』（有斐閣・1952 年）169 頁以下）そこで、保険契約の善意契約性が認められる場合には、特に保険契約者に告知義務（商法 644 条、645 条、678 条）、通知義務（商法 658 条、681 条）、損害防止義務（商法 660 条）などが課されているのは善意契約性に由来するものであると説明されていた。

(2) 善意契約性否定論

以上のような見解に対し、射倖契約性の理解にも温度差があり、また、善意契約の意味が、契約の成立から履行にいたる間、契約当事者が信義誠実（民法 1 条 2 項）に従って行動しなければならないという契約という意味にすぎないとしたならば、そのような善意契約性はすべての契約に等しく認められるものであり、

特に保険契約について強調されるべきものではないという意味で、善意契約性を否定する理解も主張されていた。

3. 英国保険法における理解

(1) 最大善意性の根拠（源泉）

保険契約の最大善意（*utmost good faith*）（最高信義（*uberrimae fides*））契約性を伝統的に認知してきたのは英国である。著名な判例である 1766 年 *Carter v. Boehm* 事件（(1766) 3 Burr. 1905）において Mansfield 卿が、保険は推測（*speculation*）に基づく契約であり、契約当事者のいずれか一方が知っている事実を相手方に秘匿することにより、相手方がその事実を知らないまままたは反対の事実が存すると信じさせ取引を行うことは、信義（*good faith*）がそれを許さないと述べたことが嚆矢である。

(2) 保険者の最大善意義務

保険者側に義務を課す根拠としてその最大善意性を強調する近時の判例として注目されたものが、1987 年 *Banque Financière de la Cité v. Westgate Insurance Co. Ltd.* 事件（[1987] 1 Lloyd's Rep. 69）である。さらに、契約締結の交渉時において保険者の開示義務のみならず、最大善意が保険者に要求する義務には、例えば、保険金請求に対するその対応と事故調査の場面が指摘されている。

4. (最大) 善意契約性を認めることの意味

確かに、保険法ないし各種約款の各規定は、それぞれの趣旨・目的を見極めたうえで解釈することが必要である。しかしながら、保険契約が有する特性を前提にするならば、そもそも論として保険契約の性質を強調することにより各規定の解釈の前提とすべきではないだろうか。そこで、一般に保険契約の（最大）善意契約性を認め、契約当事者双方にその性質の具体的発現としての権利ないし義務を指摘すべきである。保険契約の（最大）善意契約性故に、契約が有効に継続中において、そして保険事故（給付事由）が発生した場合における特に保険者の義務を認めることはできないか。このような理解を前提とした作業が「いま保険とは何かを考える」ことに答えることになると思う。